

町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領

平成 24 年 4 月 1 日

施行

生涯学習部生涯学習センター

第1 趣旨

この要領は、町田市生涯学習センター条例施行規則(平成 23 年 12 月町田市教育委員会規則第 9 号。以下「規則」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づき、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 学習領域

規則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する講座(以下「講座」という。)は、次に掲げる学習領域に属するものとする。

- (1) ふれあい人間学 人間性に関すること。
- (2) 遊々創造学 芸術及び文芸に関すること。
- (3) 生き活き技術学 技術及び科学に関すること。
- (4) こころとからだの健康学 スポーツ及び健康に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における生涯学習の推進に関すること。

第3 講座の実施

教育委員会は、規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定するプログラム(以下「プログラム」という。)を効果的に組み合わせることにより、講座を実施するものとする。

第4 プログラム委員の設置

- 1 教育委員会は、プログラムに関し、助言を受け、又は意見を聴取するため、まちだ市民大学 HATS プログラム委員(以下「委員」という。)を置く。
- 2 委員は、プログラムに関し知見を有する者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。

第5 講座の申込み

- 1 講座を受講しようとする者は、教育委員会が別に定めるところにより、申し込まなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、書面により、当該申込者に通知する。

第6 周知

教育委員会は、募集案内等により、講座の内容、日程等の周知を図るものとする。

第7 補則

この要領に定めるもののほか、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、2012年4月1日から施行する。
- 2 まちだ市民大学 HATS プログラム会議要領(1993年4月1日適用)は、廃止する。
- 3 この要領は、2022年11月1日から適用する。